

令和4年4月21日判決言渡

令和3年(ネ)第10022号 特許権侵害に基づく不当利得返還等請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成29年(ワ)第24942号)

口頭弁論終結日 令和4年2月24日

5

判 決

控訴人兼被控訴人

株式会社ジェイ・キャスト

(以下「一審原告」という。)

10

同訴訟代理人弁護士

梶 山 敬 士

同

片 山 史 英

同訴訟代理人弁理士

牛 久 健 司

被控訴人兼控訴人

Zホールディングス株式会社

15

(以下「一審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

大 野 聖 二

同

木 村 広 行

同訴訟復代理人弁護士

井 深 大

20

主 文

- 1 一審被告の控訴に基づき，原判決中，一審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分に係る一審原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 一審原告の控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は，第1，2審を通じて一審原告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

(一審原告)

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 一審被告は、一審原告に対し、13億3109万2361円及びこれに対する平成29年8月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 (一審被告)

主文第1, 2, 4項と同旨

第2 事案の概要等 (略称は原判決のそれに従う。)

1 事案の概要

10 (1) 本件は、一審原告が、一審被告に対し、一審被告の運営するウェブサイト等において提供されている地域ターゲティング広告等のサービスが一審原告の有する特許権を侵害すると主張して、民法709条及び特許法102条3項に基づく損害賠償請求又は民法703条及び704条に基づく不当利得返還請求の各一部請求として、30億円及びこれに対する平成29年8月2日
15 (訴状送達の日)の翌日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前)所定の年5分の割合による遅延損害金又は利息の支払いを求めた事案である。

20 (2) 原判決は、一審被告のサービスが一審原告の特許権を侵害すると判断し、損害及び損失に関し、平成26年7月24日(訴訟提起の3年前の日)の前日)までについては不当利得返還債務として、同月25日以降については損害賠償債務として認容すべきものとした上で、10億3109万2361円及びうち8億8282万3450円に対する平成29年8月2日から、うち1億2648万5217円に対する平成30年4月1日から、うち2178万3694円に対する平成31年4月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払の限度で一審原告の請求を認容した。

25 (3) 一審原告は、原判決の損害及び損失の認容額を不服として控訴し、元本については3億円を増額した13億3109万2361円に変更すべきこと、

(6) 原判決 6 1 頁 5 行目の「ウェブ情報を選択してウェブ情報を選択して」を「ウェブ情報を選択して」に改める。

(7) 原判決 6 2 頁 3 行目, 4 行目及び 6 行目の各「物理網」をいずれも「物理的回線網」に改める。

5 (8) 原判決 8 0 頁 1 3 行目の●●●●●●●●●●の後に●●●●●●を付加する。

第 3 当審における補充主張

1 争点 1 (被告方法等が「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域と
が対応した IP アドレス対地域データベース」を用いて, 「IP アドレスを所
有するアクセスポイントが属する地域を判別」しているか否か) について

10 [一審原告の主張]

(1) 「アクセスポイントに対応する地域」等の解釈

ア 第一義的には, 「ユーザ端末に割り当てた IP アドレスを所持している
アクセスポイントに通常アクセスするユーザの地域」である。

15 原判決は, 「IP アドレスを割り当てるアクセスポイントが利用してい
る物理的回線網等の敷設範囲に相当する地域」と解釈した。これは, イン
ターネットへの各種接続形態(公衆電話回線を利用したダイヤルアップ接
続, 光ファイバ回線を利用したフレッツ光接続等)を踏まえて上記を言い
換えたもので, 上記と同義のものとして正当である。

イ 本件各発明の本質から導かれる解釈

20 ユーザ端末がインターネット上の所望のウェブサイトにアクセスするた
めには, 回線事業者の回線を経て, ISP がインターネットの入口に設置
したアクセスポイント(装置)から, インターネット上の識別符号である
IP アドレスの割り当てを受けなければならない。アクセスポイントは多
数の IP アドレスを所持しており, そのうちの一つを接続要求してきたユ
ーザ端末に割り当てる。ユーザ端末はインターネットに接続されている間,
25 その割り当てられた IP アドレスを自己のアドレスとして使う。

5 本件各発明と特開平9-305518号公報(甲20)に記載された発明とを対比すると、本件各発明では、IPアドレスと「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を用いて、前記ユーザ端末に割り当てられた「IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域」を判別するのに対し、甲20に記載された発明では、IPアドレスに基づき、「IPアドレスとドメイン名の対応関係を保持するドメインネームサーバ2100」に問い合わせ取得した、情報検索クライアント端末1100に割り当てられた「IPアドレスに対応するドメイン名が示す地域」を判別する点で相違するが、当該相違点に係る本件各発明の構成は、特開平10-13471号公報(乙63)の記載事項に基づいて当業者が容易に想到し得たというべきである。

10 [一審原告の主張]

上記一審被告の追加主張(2)は否認ないし争う。

3 争点3 (一審原告の損害額(損失額))について

15 [一審原告の主張]

- (1) YDN及びプレミアム広告について広告売上高の全額を基礎とすべきこと
- ア 一審原告が定めていたライセンス料率(エリアターゲティング広告の売上額の3%又は1.5%)は、どの顧客においてもスマートフォンからの接続や●●●●●●●●●●●●●●●●の事情が存在することを前提とした上で、これらの情報を考慮に入れずに設定されている。したがって、一審被告の本件特許権侵害によって一審原告が得るべき相当実施料も、一審被告が顧客から得ていたエリアターゲティング広告にかかる売上額全額に基づいて算定すべきであり、そうでなければ、一審被告は、正規にライセンスを受けた他社よりも安価な金額でライセンスを受けられることになるという極めて不当な結果をもたらす。

20

イ 一審被告は、スマートフォンからの接続に対する表示や●●●●●●●●●●

25

ア 一審原告が公表しているライセンス料率を前提とするとしても、「アドネットワーク事業社様および広告代理店様用」の1.5%とされるべきであるし、実際の契約実績では更に低い0.75%の例もあることを考慮すべきである。

5 イ 被告方法等は、一審被告が長年の開発努力、運営努力、営業努力を継続し、多様なコンテンツやサービスを提供し、またその知名度を高めた結果として、アクセス者数等が膨大な数に上り、これにより売り上げを得ていること、一審被告は多様なターゲティング方法等を合わせて提供していること、一審被告が多数の特許発明等の登録を得て自己実施もしていること、
10 データベースは自ら開発していること、本件各発明の技術的意義は大きいとはいえないこと、以上の状況において一審原告と一審被告が仮にライセンス契約交渉をしたとすれば一審原告が相当程度譲歩するものと考えられることなどの事情も考慮すべきである。

第4 当裁判所の判断

15 原判決「事実及び理由」第4（原判決98頁17行目以下）を次のとおり改める。

1 認定事実

当事者間に争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

20 (1) IPアドレスの割当ての仕組み

ア ユーザ端末からインターネットへの接続は、一般的には、回線事業者のアクセス回線とISPの回線を通して行われる。すなわち、回線事業者は、
25 ユーザ端末からPOI（Point of Interface。相互接続点）までの回線接続を提供し、ISPは、ISPのバックボーンネットワークを経て、POIからインターネット・エクスチェンジ（IX）までの接続を提供する（甲10、乙41）。

イ ユーザ端末がインターネットに接続するためには、IPアドレスを有する必要がある。

IPアドレスは、ネットワーク上の機器を識別するための番号であり、我が国では、JPNIC（日本ネットワークインフォメーションセンター）から、各ISPに対し、原則的には、連続した数値のまとまりとして割り振られる。各ISPは、自社に割り振られた範囲のIPアドレスをユーザに付与することとなる。ISPがIPアドレスを付与する方法には、特定のIPアドレスを固定的に付与する静的（static）な方法と、一時的にIPアドレスを付与し、接続終了後はそのIPアドレスを返還させる動的（dynamic）な方法があるが、一般ユーザのインターネット接続では、後者の動的な方法が用いられる（甲1，4）。

ウ 各ISPは、POIにサーバを接続している。同サーバは、ユーザIDやパスワードのチェック機能、IPアドレスの発行機能及びルータ機能を有している。各ISPは、JPNICから割振りを受けたIPアドレスの一部（一般には連続した数値の塊）を、それぞれのPOIに接続された自社のサーバに割り当てる。

ユーザ端末から送出された接続要求が、回線事業者のアクセス回線を経由して、当該ユーザが契約しているISPのサーバに受信されると、当該サーバは、ユーザID、パスワード等をチェックし、接続要求の正当性を判断した上で、これが正当なものであれば、当該ISPが当該サーバに割り当てているIPアドレスのうち空いている一つを当該ユーザ端末に通知し、IPアドレスを付与する。これによりIPアドレスを獲得したユーザ端末は、インターネット上の目的とするURLのサイトにアクセスできることとなる（甲1，4）。

(2) 接続形態の種類とアクセスポイントの配置

上記のとおり、ユーザ端末がインターネットに接続するためには、回線事

業者が提供するアクセス回線を利用するが、その接続形態の種類によって、ISPによるアクセスポイントの配置の仕方は異なってくる。

ア ダイヤルアップ接続の場合（甲68～72，119）

5 本件特許の出願日（平成10年6月26日）当時、インターネットを利用する一般ユーザの大多数は、公衆電話回線経由のダイヤルアップ接続を利用していた。

NTT東西の公衆電話回線網においては、市内通話料金（かつては3分間10円）で通信ができる区域として、「単位料金区域」（「メッセージエリア」ともいい、以下「MA」ということがある。）が定められている。

10 「東京MA」（本判決においては以下「東京03MA」という。）は、市外局番を「03」とする地域をいい、行政区画としては、東京23区のほかに狛江市等を含む。

「浦和MA」は、行政区画としては、大宮市、浦和市、与野市等を含む（いずれも平成13年の合併以前の市名）。

15 「川口MA」は、行政区画としては、川口市、蕨市、和光市等を含む。

なお、浦和MAと川口MAとは、市外局番は同じ「048」であるが、単位料金区域を異にするため、相互間の通話は市外通話料金となる。

20 「大阪MA」（本判決においては以下「大阪06MA」という。）は、市外局番を「06」とする地域をいい、行政区画としては、大阪市全域のほかに、大阪府豊中市等を含み、更に、兵庫県尼崎市等を含む。

「京都MA」は、市外局番を「075」とする地域をいい、行政区画としては、京都市全域のほかに、京都府向日市等を含み、更に、大阪府三島郡島本町を含む。このため、同町は、隣接する大阪府内の「茨木MA」には含まれていない。

25 このように、単位料金区域と行政区画との間にはずれが生じることがある。これは、地理的、歴史的及び経済的などさまざまな事情による。

全国的に業務を展開する I S P は、顧客ユーザの利便性のため、単位料金区域ごとにアクセスポイントを設けることが多かった（甲 6 9）。

イ 地域 I P 網の場合（甲 6，甲 9）

「地域 I P 網」とは、N T T 東西がおおむね都道府県単位で構築したネットワークの俗称であり、「地域 I P 網」という仕組みが出現したのは、N T T 東西が再編された平成 1 1 年以降のことである。「地域 I P 網」においては、ダイヤルアップ接続とは異なり、アクセスポイントは各都道府県単位で固定されていて、ユーザがアクセスポイントを選択することができない。

ウ N T T 東西の光ファイバ回線の場合（甲 1 0 7，乙 3 9～4 8）

フレッツ光接続は、平成 1 2 年に試験サービス提供が開始された（甲 1 0 7，乙 3 9）。N T T 東西の F T T H を含む光ファイバ回線は、平成 1 5 年以前は、機能上はおおむね都道府県ごとに独立した地域 I P 網を形成しており（上記イ）、「県間接続」はされていなかった。そして、このおおむね都道府県ごとの地域 I P 網の地理的広がり（以下「地域 I P 網エリア」という。）は、原則として単位料金区域を束ねたものとして形成されるため、上記アの単位料金区域と行政区画との間のずれが反映されている。

このため、例えば、おおむね大阪府に対応する地域 I P 網エリア（以下「大阪地域 I P 網エリア」という。）は、兵庫県尼崎市等を含み、大阪府三島郡島本町を含まない。

全国的に業務を展開する I S P は、フレッツ光接続に対応する場合には、地域 I P 網エリアごとに 1 箇所のアクセスポイントを設けることで足りる。

エ A D S L 接続の場合（甲 1 0 7，1 1 0，1 1 4，乙 3 7，3 8）

A D S L 接続は、平成 1 1 年に試験サービスの提供が開始された。

A D S L 接続においては、ユーザの自宅等と N T T 東西の電話局（以下「収容局」という。）との間の接続は公衆電話回線を利用しているが、技

術的な理由により，サービス提供範囲は収容局の周囲数k mに限られるので，収容局の数は単位料金区域の中でも複数となるのが通常である。もっとも，収容局よりも上流の接続には地域IP網を利用しているため，ADSL接続に対応するISPは，アクセスポイントを収容局ごとに設置する必要はなく，技術的には，地域IP網ごとに1箇所のアクセスポイントを設けることで足りる。

2 本件各発明の内容

原判決「事実及び理由」第4の1（原判決98頁18行目から114頁12行目まで）の認定のとおりであるから，これを引用する。

3 争点1（被告方法等が「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を用いて，「IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別」しているか否か）について

(1) 構成要件1B1等及び1B2等の「アクセスポイントに対応する地域」及び「アクセスポイントが属する地域」の意義

ア 本件各発明の構成要件1B1及び2B1は「ユーザ端末に接続されたアクセスポイントが該ユーザ端末に割り当てた前記アクセスポイントのIPアドレス，およびIPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベースを用いて，」であり，構成要件1B2及び2B2は「前記ユーザ端末に割り当てられたIPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別する第1の判別ステップと，」（ただし，構成要件2B2は「第1の判別ステップ」が「第1の判別手段」となっている。）である。

ここで，構成要件1B1等の「アクセスポイントに対応する地域」と1B2等の「アクセスポイントが属する地域」が同義であることは当事者間に争いはない。

そこで，以下，上記「アクセスポイントに対応する地域」等の技術的意

義について検討する。

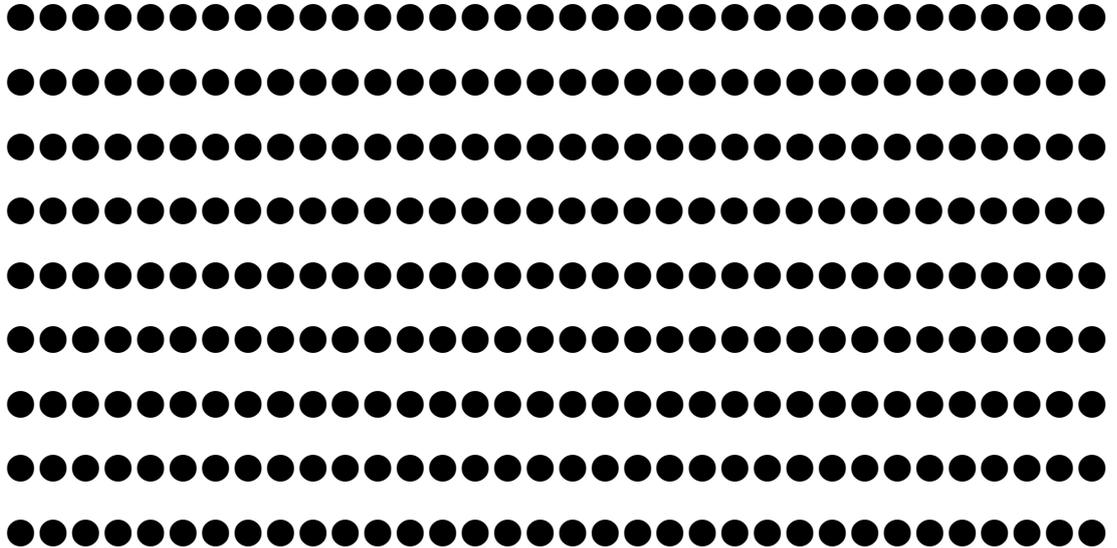
イ 構成要件 1 B 2 の「第 1 の判別ステップ」及び構成要件 2 B 2 の「第 1 の判別手段」において、「判別」の対象となっているのは「アクセスポイントが属する地域」である。ここで「アクセスポイント」はインターネットやパソコン通信のホストにアクセスするために各地に設けられるモデム等の接続点を意味し（甲 1 6 の 2 ），「属する」とは「範囲内にある」という意味であるから（乙 5 7 ），文言上，「アクセスポイントが属する地域」とは，「アクセスポイントという接続点が設置された各地点がその範囲内にある一定の地域」と解釈される。

ウ 本件特許請求の範囲の請求項 1 及び 6 の記載並びに前記 1 の認定事実によれば，アクセスポイントとは，そこに接続されたユーザ端末に，所有する IP アドレスを割り当てるものと解される（構成要件 1 B 1 等及び 1 B 2 等），本件明細書等には，ユーザが ISP のアクセスポイントにダイヤルアップ接続を行うことを前提に，まず，従来の技術として，「Web ページ閲覧システム 1 0 0 を利用しようとする一般のユーザ，例えば東京のユーザは，ユーザ端末 1 0 1 a から・・・プロバイダの東京にあるアクセスポイント 1 0 9 a にダイヤルする。ユーザ端末 1 0 1 a が・・・アクセスポイント 1 0 9 a に接続されると，アクセスポイント 1 0 9 a はユーザのログイン名，パスワード等の送信要求をユーザ端末 1 0 1 a に対して行い，ユーザ端末 1 0 1 a はこれに応じてログイン名，パスワード等の情報をアクセスポイント 1 0 9 a に送信する。」（段落【0 0 0 4】），「ユーザ端末 1 0 1 a からアクセスポイント 1 0 9 a に送信されたログイン名，パスワードが正しく，かつユーザ端末 1 0 1 a の通信環境設定がこのアクセスポイント 1 0 9 a において利用可能なものであれば，ユーザ端末は 1 0 1 a はアクセスポイント 1 0 9 a のサーバ 1 1 1 a に接続され，アクセスポイント 1 0 9 a のサーバ 1 1 1 a は所持する複数の IP アドレ

5 スの中から一つのIPアドレスを選択してユーザ端末101aに割り当てる。・・・」（段落【0005】）と記載され、次に、本件各発明の実施例に関する段落【0027】及び【0028】にも同様の記載があることからすると、本件各発明における「アクセスポイント」は、ダイヤルアップ接続を前提として、複数のIPアドレスを所持し、そのうちの一つを、
10 接続され認証されたユーザ端末に対して割り当てる装置（サーバ）の所在場所であると認められる。その上で、本件明細書等の【図1】には、「アクセスポイント」が東京、大宮、福岡といった地域ごとに存在し、各アクセスポイントにはそれが存在する地域と同じ地域に所在するユーザ端末が
15 接続されることが示されているが、ユーザ端末101aの「東京」はユーザの発信地域を意味し、アクセスポイント109aの「東京」は「アクセスポイントの属する地域」を意味していると解され、また、「IPアドレスと地域とが一对一に対応した例としてのデータベース」（段落【0034】）の例として示されている【図5】には、個別のIPアドレスに北海道札幌市、埼玉県大宮市、同県川口市、福岡県福岡市のうちの一つの地域がそれぞれ対応し、このうち、「202.224.36.35」ないし「202.224.36.37」までの連続した三つのIPアドレスはいずれも対応する地域が同一の県（埼玉県）内にあることが示されている。

20 エ 以上によれば、本件各発明は、①当該アクセスポイントは一定の範囲の連続するIPアドレスを所持していること、②アクセスポイントに接続するユーザ端末は、同端末が存在する地域と同じ地域に所在するアクセスポイントに接続することが一般的であること、③アクセスポイントは、接続されたユーザ端末に、所持するIPアドレスを一つ割り当てること、というインターネット接続の基本的な仕組みに関する技術的事項を前提とした
25 上で、本件特許出願当時には、一般ユーザのインターネット接続方式はダイヤルアップ接続がほとんどであり、ダイヤルアップ接続においては、ユ

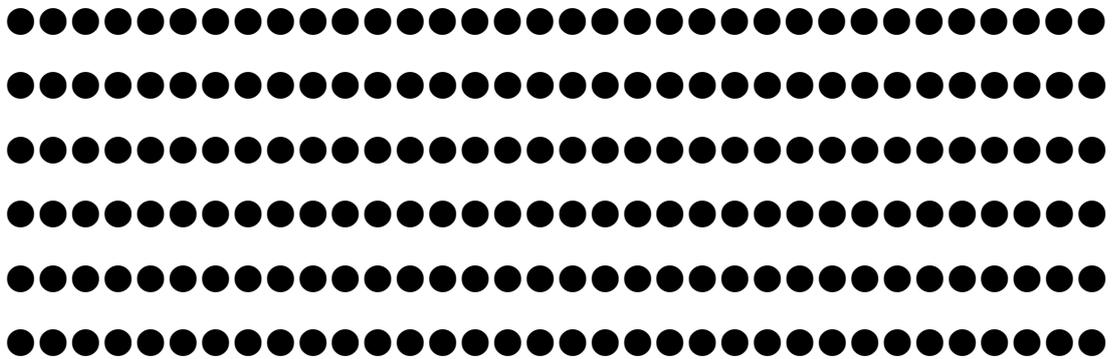
5



10



15



20



25



置場所に対応する地域がユーザ端末の存在する地域と対応することに基づいて、その地域に関連する情報を提供するというエリアターゲティングを目的とする発明であるから、そもそも、アクセスポイントの「設置場所」といった地点を判別する意味はなく、「アクセスポイントの設置場所」
5 (アクセスポイントが属する地域) を判別するステップを介するかどうかを問題とすること自体が誤りであると主張する(原判決「事実及び理由」第3の1(原告の主張)(5)ア(ア)[原判決16頁])。

しかしながら、特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない、特許請求の範囲に記載された用語の意義は、明細書及び図面を考慮して解釈すべきであるところ(特許法70条1項・2項)、構成要件1B2等において「判別」の対象となっているのは文言上あくまで「アクセスポイントが属する地域」であるから、本件特許請求の範囲の用語の意義としてアクセスポイントの設置場所を無視することはできない。また、本件明細書等の記載を考慮すると、本件各発明は、ダイヤルアップ接続を前提として、ユーザ端末がアクセスポイントの設置された地点の近傍に所在する蓋然性が高いという経験則を利用して、そのアクセスポイントの設置場所の近傍をユーザが所在する地域と想定することによって、ユーザの所在する地域に対応した地域情報のある程度の確率で提供することができるという技術的思想に基づくものであること、したがって、
15 「アクセスポイントに対応する地域」等は「アクセスポイントの設置されている地点とその近傍の一定の地域」と解釈されるべきことは前記(1)のとおりであるから、まさにアクセスポイントの設置場所を判別することに意味があるのであって、一審原告の上記主張は採用することができない。

そして、このことは、本件特許の出願経過からも明らかである。すなわち、本件特許の出願経過は原判決「事実及び理由」第2の2(2)イ記載のとおりであるが、一審原告は、出願経過中の本件補正により、「IPアドレ
25

5 スと地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」とし、さらに「IPアドレスが属する地域」を「IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域」（甲12の13）として、
自ら「アクセスポイントが対応する」及び「アクセスポイントが属する」をあえて付加している。そして、一審原告は、意見書（甲12の14）において、「アクセスポイントが属する地域を判別することについては、・・・ユーザの発信地域は、ユーザ端末101aがアクセスポイント109aに接続しているため、正確にはアクセスポイント109aに対応する地域である」と説明し、さらに、本件拒絶査定不服審判における審判請求書（甲12の16）において、「・・・、IPアドレス対地域データベースにおいてはIPアドレス毎にアクセスポイントが設置された地域、例えば県や市、さらには市よりも狭い地域を対応付けておくことによって、ユーザ端末が接続しているアクセスポイントの属する地域から、ユーザ端末の地域を県単位、市単位または市よりも狭い地域単位で判別することができるという顕著な効果を奏します」と述べている。このように、一審原告自らが「アクセスポイントに対応する地域」等の解釈につき、IPアドレス毎にアクセスポイントが設置された地域を対応付けることを意味するものと主張していたものである。

20 さらに、一審原告が主張するところの「アクセスポイントに通常アクセスするユーザの地域」とか「アクセスポイントが利用している物理的回線網等の敷設範囲に相当する地域」は、そもそもどのような範囲を意味するのか必ずしも明らかではないが（特に「物理的回線網の敷設範囲」という用語は本件明細書等にはない用語であり、ダイヤルアップ接続を前提とすると、ダイヤルアップ接続においてユーザは世界中のどのアクセスポイントへも接続が可能であるから、「物理的回線網の敷設範囲」という限定の

仕方はアクセスポイントの地域を限定する意味を持たないと解される。）、
一審原告の主張から推測するに、NTT東西が構築した地域IP網を念頭
に置いて、地域IP網を経由する接続においては、ダイヤルアップ接続と
は異なり、アクセスポイントは各地域IP網エリア単位で固定されていて、
5 ユーザがアクセスポイントを選択することができないことから、アクセス
ポイントが設置されている場所がどこであるかにかかわらず、「アクセス
ポイントの属する地域」を「アクセスポイントに通常アクセスするユーザ
の地域」又は「アクセスポイントが利用している物理的回線網等の敷設範
囲に相当する地域」と解釈しているものと推認される。しかしながら、前
10 記1(2)イのとおり、そもそも「地域IP網」が現れたのは、平成11年以
降のことであり、本件特許出願時（平成10年6月26日）には存在しな
い仕組みであって、出願当時に存在した技術常識ともいえず、当然、本件
明細書等には記載も示唆もされていない。したがって、特許請求の範囲に
記載された用語の意義を解釈するに当たり、上記事実を参酌することはで
15 きないというべきである。

この点に関して一審原告は、本件各発明は、実施例にあるダイヤルアッ
プ接続に限定されるものではなく、地域IP網経由の接続も含むものであ
る旨主張する。

しかしながら、本件明細書等には、「・・・もちろん、ユーザの発信地
20 域以外の地域の情報を閲覧したい場合には、ユーザが発信地域以外の地域
のアクセスポイントに接続するか、従来と同じ方法を用いて従来と同じ方
法を用いて選択すればよいことはいうまでもない。」（段落【003
8】）と記載されているところ、この記載は、ユーザが任意の地域のアク
セスポイントを選択して接続することを意味するものであって、このよう
25 なアクセスポイントのユーザによる選択はダイヤルアップ接続では可能で
あるもの、地域IP網経由の接続では通常は想定されていないものである。

る現象であるにとどまり，被告方法等と本件各発明が技術的観点からは異なっている旨の判断を覆すものではない。

したがって，一審原告の上記主張は採用することができない。

4 結論

5 以上によれば，被告方法等が本件各発明の技術的範囲に属するとは認められないから，その余の争点について判断するまでもなく，一審原告の請求は理由がない。

よって，一審原告の請求は理由がないから全部棄却すべきところ，これを一部認容した原判決は相当でなく，一審被告の控訴は理由があるから，原判決中
10 一審被告の敗訴部分を取り消した上，一審原告の請求を棄却し，一審原告の控訴は理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

15 裁判長裁判官

東 海 林 保

20 裁判官

上 田 卓 哉

25 裁判官

都 野 道 紀